

事 務 連 絡  
令和5年1月23日

各 都道府県消防防災主管課 御中  
都道府県  
各 指定都市 社会福祉施設等所管課（室） 御中  
中核市

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）  
消 防 庁 国 民 保 護 ・ 防 災 部 防 災 課  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 福 祉 基 盤 課

社会福祉法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援について

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自治体は、指定避難所における避難者の良好な生活環境の確保に努めることが求められているところです。このたび、社会福祉法人が行う指定避難所における生活環境改善に係る施設整備（国庫支出金を受けて実施するものを除く）に対して、地方単独事業として自治体が支出する補助金については、令和5年度から新たに緊急防災・減災事業債の対象となることが予定されております（別添参照）。

つきましては、各都道府県におかれましては、消防防災主管課と社会福祉施設担当課が連携して、指定避難所の生活環境改善の取組を進めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、このことについて管内市区町村に対して周知いただくようお願いいたします。

（別添資料）

社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援

**【連絡先】**

指定避難所の整備に関すること

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（避難生活担当） TEL：03-3501-5191

消防庁国民保護・防災部防災課 TEL：03-5424-7525